

■家事事件手続法制定に伴う条文対照一覧

2013年2月

『家族法〔第3版〕』（第6刷まで）に記載されている家事審判法及び家事審判規則は、2011年に改正され、改正法である「家事事件手続法」が、2013年1月1日から施行されています（併せて、家事事件手続規則も制定されました（2012年7月））。該当部分についてはこちらの条文対照一覧をご参照ください。

(第6刷まで)

(改正後)

家事審判法

家事事件手続法

参与員	3	40
審判事項	9 I 甲類, 乙類	39 (別表第1, 第2)
調停回付	11	274
利害関係人の参加	12	42 II, III
即時抗告	14	85
確定審判の効力	15	75
審判前の保全処分	15 の 3	105
履行勧告など	15 の 5~7	289
財産管理者	16	200 III
調停前置主義	17, 18	244, 257
調停の効力	21 I	268 I
合意に相当する審判	23	277
調停に代わる審判	24	284
異議申立て	25 I・II	279, 286
調停不成立と審判	26 I	272 IV
調停不成立と訴え	26 II	272 III

(第6刷まで)

(改正後)

家事審判規則

家事事件手続法

本人出頭	5	248
非公開	6	33
職権調査	7	56, 262
調査官調査	7の2	58
調査囑託	8	62
審判前の保全処分	15の2~4	106, 109
新聞紙掲載	21	(家事事件手続規則4)
審判前の保全処分	23, 30, 30の8	126
精神鑑定	24, 30の2	119 I, 133
本人の陳述聴取義務	25, 30の2	120
医師の意見	30の9	119 II, 133, 138
非公開	33	33
子の陳述聴取義務	54, 70, 72	152 II, 169 II
職務停止・代行者選任	74	174
手続の併合	103の3, 4	192, 193 III
遺産目録の提出	104	(家事事件手続規則102)
利害関係人の参加	105 I	42 II, III
遺産管理者の選任	106 I	200 I
財産管理人	107	194 VI
競売	108の2	194 I
任意売却	108の3	194 II
債務負担	109	195
遺言検認調書	122, 123	211
検認の通知	124	(家事事件手続規則115)
調停前の保全処分	133	266
子の気持ちの調査	137の2 III	65, 258

\*230 頁の表は下記のように変更になります。

子ども自身の申立権・決定権（○は認められている，×は認められていない）

	未成年子自身の申立権または決定権	未成年子に対する陳述聴取義務	条 文
婚姻	男 18 歳以上， 女 16 歳以上○ (親の同意必要)		民 731, 737
嫡出否認の訴え	×(子に否認権無)	×	民 774, 777
父からの認知	—	×(同意権なし)	民 779
養子縁組の承諾	15 歳以上○ 15 歳未満×	×	民 797 I
縁組の許可の 家裁への申立て	×(養親に申立権)	15 歳以上○	民 798, 家事 161 III①
離縁の協議	15 歳以上○ 15 歳未満×	×	民 811 II
特別養子縁組の離縁	○	15 歳以上○	民 817 の 10 家事 165 III①
親権者・監護者の決定	×	15 歳以上○(家事 152 II, 169 II, 人訴 32 IV)	民 766 I
親権者・監護者の変更	×		民 766 II
子の監護についての処分(養育費, 面接交渉など)	×		民 766 I
親権喪失・一時停止の 家裁への申立て	○	15 歳以上○	民 834, 834 の 2 家事 169 I
未成年後見人の選任	○	15 歳以上○	民 840 I, 家事 178 I ①
養護施設入所の家裁の 承認の申立て	×	15 歳以上○	児福 28 I ①, 家事 236
里親委託の家裁の承認 の申立て	×	15 歳以上○	家事 236
子の父または母の氏へ の変更	15 歳以上○ 15 歳未満×	×	民 791 I 民 791 III
やむをえない事由による 氏の変更の申立て	×	15 歳以上○	戸 107 I, 家事 229 I
正当な事由による名前の 変更の申立て	15 歳以上○ 15 歳未満×	×	戸 107 の 2, 32, 戸籍実務
遺言	15 歳以上○		民 961

\* 人事訴訟法では，未成年の子から離縁，認知の訴え，父を定める訴えなどを起こすことができ，その場合には，弁護士を訴訟代理人に選任することができる（人訴 13）。また，生活保護法の保護施設収容許可事件の当該被保護者が 15 歳以上であるときの陳述聴取（同 240 IV）の規定がある。